

(健Ⅱ407F)

令和3年11月18日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菴 敏

季節性インフルエンザワクチンの定期の予防接種における接種時期等について

今冬のインフルエンザシーズンに係るワクチンの供給及び留意点については、令和3年9月14日付(健Ⅱ317F)「季節性インフルエンザワクチンの供給について」及び令和3年10月28日付(健Ⅱ372F)「季節性インフルエンザワクチンの供給について(更新情報)」をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、標記の件につきまして、厚生労働省健康局健康課より各都道府県等衛生主管部(局)宛に別添の事務連絡がなされました。

同事務連絡では、製造販売業者からのワクチンの出荷は、本年12月中旬にかけて順次出荷される見込みであり、その場合、医療機関等へのワクチンの供給は、令和4年1月以降も継続する可能性があるとしております。このことから、医療機関等への供給状況を踏まえ、各医師会等と相談の上で令和4年1月以降についても今年度の定期接種の費用助成期間とする検討等、適切に接種できるよう配慮を依頼しております。

なお、本事務連絡は、厚生労働省もオブザーバーとして参加している本会予防接種・危機管理対策委員会における指摘を踏まえ発出されたものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和 3 年 11 月 15 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課

季節性インフルエンザワクチンの定期の予防接種における接種時期等について

標記について、今般、別添のとおり、都道府県衛生主管部（局）等に宛てて事務連絡を発出しました。

貴会におかれましては、別添について、貴管下の会員各位に対し周知いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和 3 年 11 月 15 日

各 

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

季節性インフルエンザワクチンの定期の予防接種における接種時期等について

予防接種法に基づく季節性インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）に係る定期接種（B類疾病）については、適切に実施いただきまして、ありがとうございます。

今冬のインフルエンザシーズンに係るワクチンの供給及び留意点については、「季節性インフルエンザワクチンの供給について」（令和3年9月10日医政経発0910第1号、健健発0910第1号、健感発0910第6号厚生労働省医政局経済課長、健康局健康課長、健康局結核感染症課長連名通知。以下「通知」という。）及び「季節性インフルエンザワクチンの供給量について（令和3年10月時点の最新情報）」（令和3年10月22日厚生労働省健康局健康課事務連絡。以下「事務連絡」という。）において周知したところ です。

通知及び事務連絡でお示ししたとおり、今年度のワクチンは12月中旬にかけて製造企業から順次出荷される見込みであり、その場合、医療機関等へのワクチンの供給は、令和4年1月以降も継続する可能性があります。

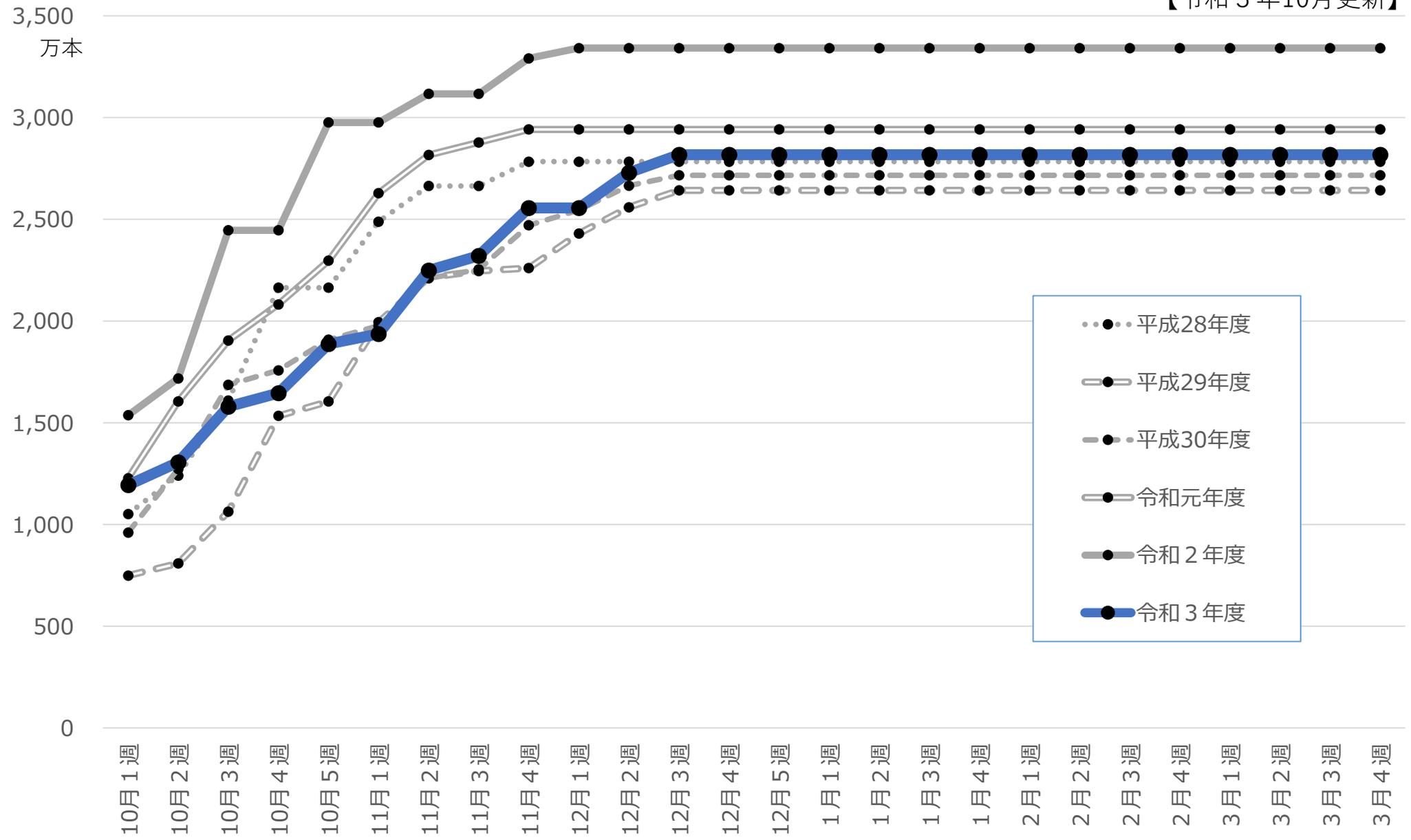
医療機関等への供給状況を踏まえ、予防接種法に基づく定期接種としてワクチンの接種を希望される方が令和4年1月以降も適切に接種できるよう、貴部局におかれましては、各医師会等とも相談の上、同月以降も今年度の定期接種の費用助成期間とすることを検討する等、十分な配慮をお願いします。

なお、ワクチンを効率的に活用することが重要であることに変わりないことから、通知に示した安定供給対策について、引き続きご協力をお願いします。

# 2021/22シーズンにおけるインフルエンザワクチンの累積供給量(週次)

(参考)  
令和3年10月22日  
事務連絡別紙2

【令和3年10月更新】



注1) 供給量は、いずれも1mL換算。

注2) 週の表示は金曜日を基準としている。